

令和7年2月 四万十市農業委員会 議事録

1 日 時 令和7年2月7日(金) 午後2時30分～午後3時15分

2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 16名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	山崎 秀和	8	徳留 佳代	15	伊勢脇 精藏
3	山本 美加	9	坂本 一	16	土居 忠栄
4	桑原 宏文	10	谷崎 容子	17	清水 優志
5	井上 靖好	11	遠地 美千代	19	植 俊彦
6	加用 雅啓	12	山本 官		
7	安藤 久徳	13	池田 三郎		

(2) 農地利用最適化推進委員 5名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	4	岡本 尚子	6	室津 平
2	武井 健治	5	宮地 秀之		

4 欠席委員

(1) 農業委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	14	芝 順子	18	岡崎 誠

(2) 農地利用最適化推進委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	宮崎 幸一	7	宮地 浩	8	竹村 光一

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	吉田 貴浩	係長 (西土佐地域担当)	村松 大
事務局長補佐	宮崎 智也	主幹	金子 伸
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	竹本 志郎	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生
係長	下村 陽次郎		

6 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(8件)

第2号議案 非農地証明書の交付について(1件)

第3号議案 農用地利用集積計画案について(5件)

第4号議案 農用地利用集積計画案(一括方式)について(3件)

第5号議案 地域計画(案)について

報告事項

その他

発言者	発言内容
議長（清水会長）	只今から令和7年2月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。 まず事務局より諸般の報告をお願いします。
事務局	それでは諸般の報告をさせていただきます。 欠席の届出がございます。議席番号1番 篠田 新生 委員、議席番号14番 芝 順子 委員、議席番号18番、岡崎 誠 委員の3名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中16名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 推進委員は、宮崎 幸一 委員、宮地 浩 委員、竹村 光一 委員 より欠席の届出がありました。 以上で諸般の報告を終わります。
議長（清水会長）	続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号7番 安藤 久徳 委員、議席番号8番 徳留 佳代 委員をお願いします。
議長（清水会長）	それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページから4ページになります。 番号1から番号3までは譲受人が同じですので、まとめて説明させていただきます。土地の表示は、初崎字前田、清水ケ本以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴20年の51歳の方で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、田植機、コンバインを所有しているということです。申請地は自宅から約3キロメートルの距離となっております。 現在、申請地は水稻を栽培しており、取得後は引き続き譲受人が水稻を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 続きまして番号4と番号5は譲受人が同じですので、まとめて説明させていただきます。土地の表示は、鍋島字フクナン、城山以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は愛媛県愛南町にある農地所有適格法人で、柑橘類の加

	工・販売をしています。常時雇用者数 20 名で、農作業への従事日数は年間 300 日となっております。農機具につきましては、ユンボ、トラクター、トラックを所有しているとのことです。 現在、申請地は一部休耕中の土地もありますが、取得後はミカン等の柑橘類を耕作していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 続きまして番号 6。土地の表示は、井沢字堂免 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴 5 年の 52 歳の方で、父と農作業をしており従事日数は年間 180 日の予定となっております。労働力は、譲受人と譲受人の父の 2 人となっております。農機具につきましては、管理機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約 1 キロメートルの距離となっております。 現在、申請地は季節野菜を栽培しており、取得後は引き続き譲受人とその家族が季節野菜を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 続きまして番号 7。土地の表示は、平野字夕谷 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は 60 歳の方で、農作業歴はありませんが、農作業への従事日数は年間 150 日の予定となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。申請地は自宅の隣接地となっております。 現在、申請地は休耕中ですが、取得後は譲受人が柿、ミカン等の果樹を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 続きまして番号 8。土地の表示は、竹島字榎ダバ以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴 28 年の 53 歳の方で、農作業への従事日数は年間 150 日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。申請地は自宅から約 300 メートルの距離となっております。 現在、申請地は休耕中ですが、取得後は譲受人が柑橘類や季節野菜等を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「加用委員」1 番から 3 番についてお願いします。

● 6 番 加用委員 (八束地区担当)	1月27日に現地確認を行い、譲受人から聞き取りを行ってきました。1の170番については、草を刈っているような状態でした。377番1と383番1については、荒れているような状態でしたが、譲受人が取得後は草を刈って、田として耕作する予定であるとのことでした。あとについては、今現在も水田として耕作している土地でした。問題もないと思われます。また、この辺りの農地については、譲受人が荒れているようなところを大体取得して、耕作をしているところです。譲受人がいないと、荒れていくようなところです。以上です。
議長 (清水会長)	宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「井上委員」4番から8番についてお願いします。
● 5 番 井上委員 (下田地区担当)	4、5は譲受人が同じで、1月28日に電話で確認し、その後現地を確認に行きました。4にはすでにミカンの定植がされており、5に関しては、草刈り、片付けなどがされており、ミカンの定植は現在はされてませんが、近い将来される予定だということです。 続きまして6番、1月28日に電話にて譲渡人に聞き取りを行い、近くで季節野菜を作っておられる譲受人に買って作っていただきたいという旨をお伝えして承諾していただいたということです。譲受人は息子ですが、大体メインとしてやられるのは、お父さんがやられるということをお聞きしております。隣地ですので、同じように季節野菜を植えて、しっかり管理していくということをお聞きしています。 続きまして7番ですが、譲渡人の母に電話をして内容を確認しました。現在は大体駐車場で利用している部分以外に、面積が広いので、そこにいろいろ果樹を植えていこうという構想があるということになっております。 続いて8番ですが、1月28日に譲渡人に電話して内容を確認させていただいたところ、これに関しては、ずいぶん前に売買は済んでいるということで、仮登記をしていたものを昨年4月からの法改正に伴い今回申請になったということをお伺いしました。現地の畑は何を植えるということではないですが、荒れた状態ではなく管理がされておりました。以上です。

議長（清水会長）	宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第2号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第2号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は5ページになります。 番号1。土地の表示は西土佐江川字平畑口、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。1月27日に会長職務代理と事務局で現地に向かい、地区担当の安藤委員および竹村推進委員、申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は宅地への進入路となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成22年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「安藤委員」1番についてお願いします。
●7番 安藤委員 （西土佐本村地区ほか担当）	1月27日に関係者で現地の確認を行いました。現地では申請代理人から説明を受けましたが、写真のとおりで、平成18年頃から写真の上の方に植えている建物の家の方に車で上がれるようにコンクリートをはって作ったようです。

	以上のことから、これを元に戻すことも無理と判断できますので、非農地については許可を出してよろしいと思います。以上です。
議長（清水会長）	竹村推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第2号議案 非農地証明書の交付について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございます。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第3号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画案について議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは第3号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（案）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は6ページ、農用地利用集積計画書（案）は7ページになります。 それでは1番～4番について説明いたします。借受人は具同地区で水稻の栽培をしている方です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は4名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は賃貸借権の設定となっております。貸借期間は、令和7年2月7日から令和10年2月6日までの3年間となっております。 それでは5番について説明いたします。借受人は東山地区で野菜と水稻の栽培をしている方です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は賃貸借権の設定となっております。貸借期間は、令和7年2月7日から令和17年2月6日までの10年間となっております。以上です。

議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「徳留委員」1番から4番についてお願いします。
●8番 徳留委員 （具同地区担当）	現地をまず確認しに行きました。既に耕していました。 次に、借受人に確認の電話をしたら、これ以外にも上の方にも借りている場所があるそうですが、ずっと続けて耕作していきたいということです。問題ないと思います。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	今徳留委員が言われたとおりで問題ないと思います。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「山崎委員」5番についてお願いします。
●2番 山崎委員 （八束・東山地区担当）	2月6日に借受人に連絡を取り確認したところ、若くてやる気のある方だったので、今後も営農を続けるということでお話をいただきました。それから後に現場を確認しに行ったんですが、住宅地の中なんですけど、農地がちょっと点在しているところで、きれいにたたいて耕作できるような状態でした。 以上をもって、問題ないと思います。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	山崎委員が言われたとおりで問題ないと思います。以上です。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第3号議案 農用地利用集積計画案について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございます。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画案について、これを適当と認め承認することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画案（一括方式）について議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。

事務局	それでは第4号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（一括方式）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は8ページ、農用地利用集積計画書（一括方式）は9ページになります。 1番と2番について説明いたします。借受人は具同地区で水稻の栽培をしている方です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は使用貸借権の設定です。貸借期間は、令和7年2月7日から令和10年2月6日までの3年間となっています。 それでは、3番について説明いたします。借受人は具同地区で水稻の栽培をしている認定農業者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は使用貸借権の設定です。貸借期間は、令和7年2月7日から令和10年2月6日までの3年間となっています。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「徳留委員」1番から3番についてお願いします。
●8番 徳留委員 （具同地区担当）	先ほどの利用集積計画でも出されていた借受人が利用するというので、この時も同じように電話で連絡をしました。既にトラクターでならして、きれいに整地をしている状態でしたので、計画通り水稻を植えますかということを確認しましたら、そのとおりですということでした。 現在耕作されているのは、ユズと、父親が田畑をいっぱい持っていますので、そこで水稻を現在も作っているということで、大変意欲のある方で、これからの計画も聞きましたら、作ってくださいというところがあればできる限り受けたいということで、大変意欲のある方だと思っています。利用も計画的に水稻を作っていくということで問題ないと思います。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	徳留委員が言われたとおりで問題ないと思います。以上です。
●8番 徳留委員 （具同地区担当）	3番について、借受人に電話で確認しました。既に土地もならされているということも確認しています。電話で連絡をとると、森沢の方でも何町も作られているということ

	で、計画通り水稻を作りますということでした。大変意欲のある方だと思います。以上です。
議長（清水会長）	この3番につきましては、僕も地元の間人として、問題のない方でございます。 宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	特に問題ないと思います。以上です。
議長（清水会長）	以上で関係委員の説明が終わりました。 ご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第4号議案 農用地利用集積計画案（一括方式）について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画案（一括方式）について、これを適当と認め答申することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第5号議案 市長より諮問のありました地域計画（案）について議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、第5号議案 地域計画（案）について、説明いたします。議案書は、10 ページになります。 地域計画の様式5-2と目標地図は各委員の担当地域のものをお渡ししておりますので、それぞれの担当地域について、ご確認ください。 概要を説明しますと、農業経営基盤強化促進法 第19条第6項の規定により、地域計画を定めようとするときは、農業委員会に意見を聴く事となっておりますので、別紙（様式5-2）の内容について、審議していただくものです。 内容につきましては、皆さんに協力いただきました各地域での座談会や、アンケート等を踏まえたものを、まとめております。特に、目標地図はエリアが重要ですので、もし変更がありましたら、教えてください。 また、今後のスケジュールになりますが、今回、農業委員会より答申していただきましたら、農地中間管理機構、JA、土地改良区（入田、利岡、三里、（蕨岡、楠島））の意見をいただきまして、地域計画の策定を行います。策定期間は3月末を予定しております。

	地域計画の説明は以上となります。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第5号議案 地域計画（案）について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、地域計画（案）について、これを適当と認め答申することといたします。
議長（清水会長）	最後に、委員の皆様から何かございませんか。
各委員	なし
議長（清水会長）	ないようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。 これにて閉会といたします。

四万十市農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和7年2月7日

議長 清水優志

署名委員 安藤久徳

署名委員 徳留佳代